

まずは相談

廃品回収サービスのトラブルにご注意ください！！

無料とアナウンスしていた業者に廃品回収を依頼したら、作業が終了した後で突然回収料金とは別に高額な積み込み料金を請求されたなど、許可の確認できない廃品回収業者とのトラブルが、全国の消費センターに寄せられています。

家庭の廃棄物を業者が回収するには、‘一般’廃棄物収集運搬業の市の許可または委託を受けることが必要です。‘産業’廃棄物収集運搬業の許可や、古物商の許可では、家庭の廃棄物を回収することはできません。

安易に廃品回収業者に処分を依頼すると、先述のようなトラブルになる場合があるだけでな

く、引き渡した後に法律を守った適正な処理がされるかどうかの確認ができません。

不用品の回収を業者に依頼する際は、営業許可の有無や追加料金発生可能性の有無を事前に確認することが大切です。また、業者から納得できない請求を受けたら、支払う前に消費生活センター等に相談しましょう。

なお、粗大ごみや不用品の処分は、市の廃棄ルールに従って行いましょう。また、家電リサイクル法に定められた品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機など）はリサイクルの対象となっており、所定のリサイクル料金が必要となります。

「男性版産休」導入に向けて

育児・介護休業法改正により、今年10月から新たに「男性版産休」が導入されます。

いわゆる「男性版産休」とは、子の出生後8週間以内に、4週間まで取得可能な「産後パパ育児休（出生時育児休業）」のことを指します。従来の育児休業とは別に取得することができ、事前に申し出れば2回に分割して取得することができます。

また「どうしても外せない業務があって産休を取れない」という方は、日数の上限はありますが、双方が合意した範囲で休業中に就業することも可能です。

制度導入は10月からですが、産休の取得は雇用主や職場の仲間とも調整が必要です。出産を予定している方もそうでない方も、理解を深め、十分に準備を進めておきましょう。

市消費生活センター専用ダイヤル ☎(44)4883(市役所2階)

■相談日時 月～金曜日 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

※来所での相談の場合は、事前に電話でご予約ください。

※土・日・祝日の電話相談は消費者ホットライン☎188(局番なし)へ

まちがいさがし

わかるかな？

▼ グリムの森の「お菓子の家」

2枚の写真には違っているところが3つあります。みつけてみてください。（印刷の汚れは除く。）

※答えは38ページ下段



スマートフォンやタブレット端末から「広報しもつけ」を読むことができます

○カタログポケット

URL https://www.catapoke.com/?mict_code=1



iOS Android



○トチギーブックス

URL <http://www.tochigi-ebooks.jp/>



○マイ広報紙

URL <https://mykoho.jp/>



○マチイロ

URL <https://machihiro.town/>

